

第1章 商標法条約に対応した工業所有権法の改正

I. 商標法条約の経緯とその構成

1. WIPO（世界知的所有権機関）における商標法条約交渉

1988年から1989年までのWIPOの事業計画において、各国の商標制度の調和を目的とした条約の検討が取り上げられたことに伴い、各国政府の専門家レベルによる第1回専門家会合が1989年11月に開催され、以来1993年11月まで6回にわたって条約の草案について議論が重ねられた。

この専門家会合における検討を経た後、1994年10月10日からジュネーブにおいて、条約採択のための外交会議が86か国の参加のもとに開催され、同月27日に本条約が採択された。条約には36か国、ファイナルアクトには68か国が署名した（我が国はファイナルアクトのみ署名）。

本条約は、5か国が批准書又は加入書を寄託した後3か月で効力を生ずることとなっているところ、これまでにモルドバ(1995.12.19)、ウクライナ(1996.1.30)、スリ・ランカ(1996.3.6)及びチェッコ(1996.4.3)の批准又は加入に続き、イギリスが批准したことにより(1996.5.1)、平成8年8月1日から発効した。

2. 商標法条約の構成

商標法条約は、「利用者の利便性の向上」(ユーザーフレンドリー)の観点から、各国の商標制度の手続面の簡素化及び調和を図ることを目的とするものである。

商標法条約は、25か条(うち実体規定16か条、管理規定9か条)並びに本条約の細則を定めた規則及び同規則の一部であるモデル国際様式から成っている。

る。

【商標法条約の構成】

I 商標法条約

〔実体規定〕

- 第1条 略称
- 第2条 この条約が適用される標章
- 第3条 出願
- 第4条 代理及び送達のためのあて先
- 第5条 出願日
- 第6条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
- 第7条 出願及び登録の分割
- 第8条 署名
- 第9条 商品又はサービスの分類
- 第10条 氏名若しくは名称又は住所の変更
- 第11条 権利の移転
- 第12条 誤りの訂正
- 第13条 登録の存続期間及び更新
- 第14条 却下し又は拒絶しようとする場合の意見
- 第15条 パリ条約を遵守する義務
- 第16条 サービス・マーク

〔管理規定〕

- 第17条 規則
- 第18条 改正及び議定書
- 第19条 締約国となるための手続
- 第20条 批准及び加入の効力発生の日
- 第21条 留保
- 第22条 経過規定

第23条 条約の廃棄

第24条 条約の言語及び署名

第25条 寄託者

II 商標法条約に基づく規則

第1規則 略称

第2規則 氏名又は名称及び住所の記載方法

第3規則 出願に関する細目

第4規則 代理に関する細目

第5規則 出願日に関する細目

第6規則 署名に関する細目

第7規則 出願番号によらずに出願を特定する方法

第8規則 存続期間及び更新に関する細目

III モデル国際様式

様式第1 標章登録出願のための願書

様式第2 委任状

様式第3 氏名若しくは名称又は住所の変更の記録の申請書

様式第4 標章登録又は標章登録出願に関する権利の移転の記録の申請書

様式第5 標章登録又は標章登録出願に関する譲渡証明書

様式第6 標章登録又は標章登録出願に関する譲渡文書

様式第7 標章登録又は標章登録出願における誤りの訂正の申請書

様式第8 登録の更新の申請書

3. 我が国の商標法条約への対応

我が国が本条約を締結することにより、我が国における商標制度の利用が容

易になると同時に、我が国の利用者が本条約の他の締約国において同様の手続で商標登録出願及び登録申請を行うことが可能となることから、かかる手続に要する利用者の負担が軽減される（これは、国内的には、規制緩和の流れに沿うものである）。

我が国は、登録件数で世界の1割以上を占める商標大国であるところ、このような我が国の国際的地位に鑑みれば、早期に本条約を締結して国際的に期待されている責務を果たす必要がある。

このため、工業所有権審議会答申では、我が国としては早期に本条約に加入することとし、本条約対応に必要な商標法等の改正を行うことが適当であるとされた。

これに基づき、我が国は、今国会（第136回通常国会）で本条約の締結についての承認を受け（1996.6.10）、商標法等の一部を改正する法律を成立させた（1996.6.4）。

II. 改正の概要

商標法条約の確実な実施を確保するため、商標法その他の工業所有権法及び不正競争防止法について、以下のような所要の改正が行われた。

【商標法の改正】

- (1) 「一出願多区分制」を導入し、1つの出願で複数の区分に属する商品又は役務を指定することができることとした。
- (2) 願書、各種申請書の記載事項から「法人代表者氏名」を代理人がいる場合には不要とする趣旨で削除することとし、「提出年月日」も削除することとした。
- (3) ①商標権の存続期間の更新については、実体審査及び使用チェックを伴う更新出願制度を廃止し、更新登録の申請と料金納付のみにより更新を可能とする更新申請制度を導入するとともに、②後発的に公益的不登録事由に該当

- することとなった商標を無効審判における無効理由に追加することとした。
- (4) 商標権の譲渡の際の日刊新聞紙への公告義務付けを廃止することとした。
 - (5) ①商標管理人の代理権の範囲を制限できることとし、②商標管理人の選任等についての登録制度を廃止することとした。また、③代理権は登録後まで及び得るとの考え方に立ち特別の授權を得た上で行える不利益行為として登録後に行う「商標権の放棄」を追加した。
 - (6) ①不受理処分を廃止して却下処分とすることとし、出願人等からの手続に対してこの却下処分を行う場合には、処分前に通知により意見を述べる機会を与えるよう根拠規定を整備するとともに、②商標登録出願について「出願日の認定・補完」の制度を導入した。
 - (7) 商標権の存続期間の満了後6月以内についても、割増登録料を支払うことを条件に更新手続を認めることとした。
 - (8) ①商標権の分割を許容するとともに、②商標登録出願の分割時期を制限することとした。
 - (9) 「商標法条約締約国」をパリ同盟国等と同等に扱うために、関連規定を改正した。すなわち、
 - ① 締約国の紋章、印章等も保護することとした。
 - ② 締約国で開設する国際的博覧会への出品物等に使用した商標についても出願時の特例を受けられることとした。
 - ③ 締約国の国民にもパリ条約第4条の例による優先権主張を認めることとした。
 - ④ 締約国の商標権者にもその代理人等による無断登録の取消請求を認めることとした。

【特許法、実用新案法及び意匠法の改正】

(2)、(5)及び(6)①については、商標法に特有の項目ではないため、利用者の利便性の向上の観点から、今回の改正において特許法、実用新案法及び意匠法の関連部分についても改正した。

【不正競争防止法の改正】

商標法条約締約国における商標権者の代理人等がその商標を我が国で無断で使用する行為を不正競争行為に追加することとした。

III. 商標法の改正条文の解説

商標法については、商標法条約の規定等に従い、以下の改正が行われた。

なお、商標法の改正に関連する特許法、実用新案法及び意匠法の改正条文についても、各改正項目ごとに付記した。

1. 一出願多区分制

商標法条約では、一つの出願で複数の区分に属する商品又は役務について指定することができる制度、いわゆる一出願多区分制の採用を義務づけている(第3条(5))。そこで、我が国も、従前からの一出願一区分制をこの一出願多区分制に改めることとした。

一出願多区分制は、出願人にとっては、区分ごとに願書を作成する必要がなくなり手続の簡素化が図られ、商標権の管理及び調査がこれまで以上に容易になるというメリットがある。

また、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ等の先進諸国をはじめ、国際分類を採用するほとんどの国で採用されているものである。

(一商標一出願)

第六条 商標登録出願は、商標の使用をする一又は二以上の商品又は役務を指定して、商標ごとにしなければならない。

2 前項の指定は、政令で定める商品及び役務の区分に従ってしなければならない。

3 前項の商品及び役務の区分は、商品又は役務の類似の範囲を定めるものではない。

本条は、商標登録出願にあたっての原則を規定したものである。

第1項は、一つの商標登録出願では複数の商品又は役務を指定することができるが一つの商標しか出願できないこと、すなわち、一商標一出願の原則を定めたものである。

第2項は、商品又は役務の指定の方法を定めたものである。旧第6条では第1項において、「政令で定める商品及び役務の区分内において」とその区分の範囲内において指定しなければならないとする一出願一区分の原則を規定し、その区分内であれば複数の商品又は役務を指定しても差し支えないとしていた。改正後の商標法では、第1項で指定した複数の商品又は役務を政令で定める商品及び役務の区分に従って区分毎に区分けしなければならないことを定めている。すなわち、区分毎に区分けすれば一出願で多区分にわたる商品又は役務を指定できる一出願多区分制を定めたものである。

第3項は、「政令で定める商品及び役務の区分」と「商品又は役務の類似の範囲」とは別のものであることを明らかにした規定であり、第2項の新設に伴い、旧第2項を移動したものである。

【一出願多区分制の導入に伴う改正】

◆第40条（登録料）

本条は、商標登録の登録料についての規定である。

第1項は、設定登録時の一括納付の登録料について、また第2項は、更新申請時の一括納付の登録料について規定しているところ、一出願多区分制の導入に伴い、これらを区分数毎に納付しなければならない旨の改正を行った。

登録料を単純に区分数毎としたのは、商標権を複数の区分にわかって登録する場合に、従前は、区分毎に別出願とされており登録料についても当然に区分数に比例した料金が必要であったのであるから、一出願多区分制の導入後も区分数に比例した料金を徴収することとしても、申請人の料金負担が増加することはないという理由によるものである。むしろ一出願多区分制によって納付手続等が簡素化されることから、申請人の実質的な負担は軽減されている。

◆第41条の2（登録料の分割納付）

本条は、分割納付による商標登録の登録料についての規定である。

第1項は、設定登録時の分割納付の登録料について、また第2項は、更新申請時の分割納付の登録料について規定しているところ、一出願多区分制の導入に伴い、これらも区分数毎に納付しなければならない旨を規定した。

◆第65条の7（登録料）

本条は、防護標章登録の登録料についての規定である。

第1項は、設定登録時の登録料について、また第2項は、更新登録時の登録料について規定しているところ、一出願多区分制の導入に伴い、これらも区分数毎に納付しなければならない旨の改正を行った。

◆別表（第76条関係）

本表は、第76条第2項に基づいて規定した手数料についての表である。

第1号は商標登録出願料を、第2号は防護標章登録の出願料及び更新出願料を、第5号は登録異議申立料を、第7号は審判又は再審の請求料を、それぞれ規定しているところ、一出願多区分制の導入に伴い、これらを区分数に応じて納付しなければならない旨の改正を行った。

2. 願書・申請書の記載事項の簡素化

商標法条約では、手続の簡素化の目的から、願書・各種申請書の記載事項を簡素化し、条約上で定める要件以外の要件を課すことを禁止している（条約第3条(7)等）。そこで、我が国も願書・各種申請書の記載事項から、「法人代表者氏名」を代理人がいる場合には不要とする趣旨でこれを削除することとし、さらには「提出年月日」も削除することとした。

（商標登録出願）

第五条 商標登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

一 商標登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

- 二 商標登録を受けようとする商標
- 三 指定商品又は指定役務並びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分
(第二項以下略)

本条は、商標登録出願の方法及びその際に提出すべき願書の作成要領について規定したものである。

第1項は、商標登録出願をする際に提出すべき書類として、各号に掲げた事項を記載した願書及び必要な書面の二つを規定している。ここでいう「必要な書面」には、「商標登録を受けようとする商標の副本たる書面」及び旧第1項に規定していた「必要な説明書」の両者が含まれる。

第1号は、商標登録出願人の氏名又は名称と住所又は居所の双方を記載することを義務付けている。旧第1号では、「商標登録出願人が法人にあつては代表者の氏名」も代理人の有無にかかわらず常に記載することを義務付けていたが、今回の改正において、代理人がいる場合には不要とする趣旨で、商標法条約第3条(7)の規定に従い、これを削除した（法人代表者の氏名の記載とは別に、出願人又は代理人の記名・押印が必要となるので、法人が代理人を介さずに手続をする場合には、別途その代表者の記名・押印が必要となる。したがって、結果的には、代理人を介する場合にこれまで必要だった代表者の氏名の記載が全く不要となる。）。

旧第2号は「提出の年月日」の記載を規定していたが、願書を作成する際に出願人がその提出の年月日を確定できないこと及び商標登録出願の年月日を認定するのは特許庁であること等の趣旨によりその記載を義務付けることはできないとする商標法条約第3条(7)の規定に基づき、これを削除した。

新第2号には、これに代えて、それまでは願書に添付して提出すべき書面とされていた「商標登録を受けようとする商標」を新たに願書の記載事項として規定した。これは、商標法条約への対応ではないが、第3項において標準文字制度を導入したこと及び近年の事務機器（ワープロ等）の発達により商標登録

を受けようとする商標が容易に作成できること等から別書面により提出させるまでもなく願書の記載事項とすれば十分であるとの手続簡素化の観点から改正したものである。なお、商標登録を受けようとする商標を表示した書面（図面又は写真）を願書に貼付することもここでいう「記載」にあたるものである。

第3号の改正は、第6条の改正（一出願多区分制の導入）に伴う形式的な改正である。

【関連する改正事項】

◆第20条第1項（存続期間の更新登録）、第43条の4第1項（申立ての方式等）、第65条の3第1項（防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録）

商標権の存続期間の更新登録申請の申請書、登録異議申立書及び防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願の願書の記載事項からも、上記第5条第1項（願書の記載事項）の改正と同趣旨で「申請人が法人にあつては代表者の氏名」及び「提出年月日」の事項は外されている。

【関連する特許法、実用新案法及び意匠法の改正】

◆特許法第36条（特許出願）、第48条の4（出願審査の請求）、第67条の2（存続期間の延長登録出願）、第115条（特許異議申立ての方式等）、第131条（審判請求の方式）、第184条の5（書面の提出）

◆実用新案法第5条（実用新案登録出願）、第38条（審判請求の方式）、第48条の5（書面の提出）

◆意匠法第6条（意匠登録出願）

それぞれ商標法の改正と同趣旨で、「法人代表者の氏名」及び「提出年月日」を必要的記載事項から削除する改正を行った。手続の簡素化等の措置は、利用者の利便性の向上とともに規制緩和の促進を図るため、商標法の分野だけでなく、他の工業所有権法令にも均霑させることとしたものである。

3. 更新時の実体審査及び登録商標の使用チェックの廃止

(1) 更新出願制度の廃止及び更新申請制度の導入

商標法条約第13条(4)iii)では、更新に際して「標章の使用に関する宣言書又は証拠の提出」を、同条約第13条(6)では、「実体についての審査」をそれぞれ明確に禁じている。そこで、我が国も商標権の存続期間の更新については、使用チェック及び実体審査を伴う更新出願制度を廃止し、更新登録の申請と料金納付のみにより、使用チェックや実体審査を行うことなく更新を認める更新申請制度を導入することとした。

(存続期間)

第十九条 (第一項略)

- 2 商標権の存続期間は、商標権者の更新登録の申請により更新することができる。
- 3 商標権の存続期間を更新した旨の登録があつたときは、存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。

本条は、商標権の存続期間及びその更新登録の申請について規定したものである。

第2項は、商標権者が特許庁長官に対し、これまでの更新登録の「出願」ではなく更新登録の「申請」をすることによってその商標権の存続期間を更新できることを規定したものである。なお、この更新登録の申請は、商標権者のみがすることができ、使用権者や質権者など利害関係を有する者であってもすることができない。

第3項は、商標権の存続期間更新の登録の効果について規定したものである。

「商標権の存続期間を更新した旨の登録」とは、第23条に規定する更新登録のことであり、「存続期間の満了の時に」とは、存続期間の満了の日の翌日の午前零時をさし、更新された存続期間はその時点（満了日の翌日の午前零時）から始まることを意味している。なお更新後の存続期間も第1項に規定されているように10年である。